

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」の一部改正について

令和4年3月31日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P9	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 ○4つ目	○ 2号特定技能外国人については、試験合格に加えて、「建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験」も必要です。建設キャリアアップシステムの能力評価におけるレベル3(職長レベルの建設技能者)を有することを想定しています。その詳細については、国土交通省のホームページにて公表しています。	○ 2号特定技能外国人については、試験合格に加えて、「建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験」も必要です。これは、業務区分ごとにそれぞれ対応する建設キャリアアップシステムに係る能力評価基準のレベル3相当の「就業日数(職長+班長)」とし、対応する能力評価基準のない業務区分については、「就業日数(職長+班長)が3年(勤務日数 645日)以上であること」とします。2号特定技能外国人の業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種及び各職種に必要な就業日数については、国土交通省のホームページをご確認ください。 国土交通省ホームページ

				https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html
2	P10	【確認対象の書類】 特定技能2号 ○2つ目	建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験を有することを証する書類	建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験を有することを証する書類(分野参考様式第6-2号)
3	P10	○3つ目	○ ただし、建設キャリアアップシステムにおけるレベル3のカードを取得している場合には、当該カードの写し及び技能者IDがあれば、上記の書類は不要。	○ ただし、2号特定技能外国人の業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種における能力評価でレベル3を取得している場合には、「能力評価(レベル判定)結果通知書」の写しを提出すれば、上記の実務経験を有することを証する書類(分野参考様式第6-2号)は不要。
4	P10	【留意事項】	(新設)	<p>< 特定技能2号 ></p> <p>○ 上記の実務経験として必要な就業日数を満たしているか否かについては、建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数(職長+班長)及び就業履歴数(職長+班長)で確認します。</p> <p>○ そのため、上記の実務経験を有することを証する書類(分野参考様式第6-2)の作成・提出に当たってはあらかじめ建設キャリアアップシステムに登録しておく必要があります。</p>
5	P18	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	1号特定技能外国人は技能実習修了者と同様に、既に一定程度の経験又は技能等を有していることから、相応の経験を有する者として扱う必要があります。なお、建設分野特定技能1号評価試験又は技能検定3級合格者は3年以上の経験を有する者として扱うこととします。	1号特定技能外国人は技能実習修了者と同様に、既に一定程度の経験又は技能等を有していることから、相応の経験を有する者として扱う必要があります。なお、建設分野特定技能1号評価試験又は技能検定3級合格者は3年程度又は5年程度の経験を有する者として扱うこととします。

		1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項【告示第3条第3項第2号～第7号】 (報酬の額) ➤ 1つ目		
6	P18	➤ 2つ目	なお、特定技能所属機関に比較対象となる日本人の技能者がいない場合においても、例えば特定技能所属機関については、就業規則や賃金規程に基づき、3年程度又は5年程度の経験を積んだ者に支払われるべき報酬の額を提示することや、周辺地域における建設技能者の平均賃金や設計労務単価等を根拠として提示する等、適切な報酬予定額の設定がされていることにつき、客観的に合理的理由を説明する必要があります。	(削除)
7	P20	(昇給等) ○1つ目 ➤ 1つ目	特定技能所属機関は、必ず告示様式第2を用い、1号特定技能外国人に支払われる報酬予定額や業務内容等について、事前に当該外国人が十分に理解することができる言語を用いて説明し、当該契約に係る重要事項について理解していることを確認する必要があります。外国人が十分に理解することができる言語を用いた説明については、国土交通省HPにおいて公表している様式例を参考にしてください。	特定技能所属機関は、必ず告示様式第2を用い、1号特定技能外国人に支払われる報酬予定額や業務内容等について、事前に当該外国人が十分に理解することができる言語を用いて説明し、当該契約に係る重要事項について理解していることを確認する必要があります。外国人が十分に理解することができる言語を用いた説明については、国土交通省のホームページにおいて公表している様式例を参考にしてください。
8	P25	3. 建設特定技能受入計画の変更 ➤ 2つ目	分野参考様式第6 - 6、変更の届出については様式第6 - 7を使用し、変更箇所が分かるように記載してください。	分野参考様式第6 - 7、変更の届出については様式第6 - 8を使用し、変更箇所が分かるように記載してください。

9

参考様式第6 - 2号
1枚目

(新設)

分野参考様式第6 - 2号 (特定技能外国人)

年 月 日

2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る申告書

出入国在留管理庁長官 殿

申請者
氏名
性別
国籍・地域
生年月日

建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験については下記のとおりです。

記

① 申請する業務区分 (別紙より選択)	
② ①で選択した業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの職種の就業日数 (職長+班長)	
③ ①で選択した業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの職種の就業履歴数 (職長+班長)	

(注意)

1 2号特定技能外国人の業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種 (以下「CCUS 対応職種」といいます) 及び各職種に必要な就業日数、下記2と3で求めている表示画面の写しの添付については、国土交通省ホームページをご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html

2 ②は、①で選択した CCUS 対応職種についての就業日数 (職長と班長の合計) を建設キャリアアップシステムの技能者情報に基づき、就業日数 (職長+班長の合計) が実務経験に必要な就業日数以上であることを確認して記載すること (記載例: 1年 (215日) 以上)。また、同システムにおける表示画面の写し (就業日数 (職長及び班長) が分かる画面に限る) を別添として添付すること。

3 ③は、①で選択した CCUS 対応職種についての就業履歴数 (職長と班長の合計) を建設キャリアアップシステムの技能者情報に基づき、就業履歴数 (職長+班長の合計) が実務経験に必要な就業履歴数以上であることを確認して記載すること (記載例: 215以上)。また、同システムにおける表示画面の写し (就業履歴数 (職長及び班長) が分かる画面に限る) を別添として添付すること。

10		参考様式第6 - 2号 別紙	(新設)	<p>別紙</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">2号特定技能外国人の業務区分一覧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>型枠施工</td><td></td></tr> <tr><td>左官</td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート圧送施工</td><td></td></tr> <tr><td>トンネル推進工</td><td></td></tr> <tr><td>建設機械施工</td><td></td></tr> <tr><td>土工</td><td></td></tr> <tr><td>鉄筋施工</td><td></td></tr> <tr><td>内装仕上げ</td><td></td></tr> <tr><td>表装</td><td></td></tr> <tr><td>とび</td><td></td></tr> <tr><td>建築大工</td><td></td></tr> <tr><td>配管</td><td></td></tr> <tr><td>建築板金</td><td></td></tr> <tr><td>保温保冷</td><td></td></tr> <tr><td>海洋土木工</td><td></td></tr> <tr><td>屋根ふき</td><td></td></tr> <tr><td>電気通信</td><td></td></tr> <tr><td>鉄筋継手</td><td></td></tr> <tr><td>吹付ウレタン断熱</td><td></td></tr> </tbody> </table>	2号特定技能外国人の業務区分一覧		型枠施工		左官		コンクリート圧送施工		トンネル推進工		建設機械施工		土工		鉄筋施工		内装仕上げ		表装		とび		建築大工		配管		建築板金		保温保冷		海洋土木工		屋根ふき		電気通信		鉄筋継手		吹付ウレタン断熱	
2号特定技能外国人の業務区分一覧																																												
型枠施工																																												
左官																																												
コンクリート圧送施工																																												
トンネル推進工																																												
建設機械施工																																												
土工																																												
鉄筋施工																																												
内装仕上げ																																												
表装																																												
とび																																												
建築大工																																												
配管																																												
建築板金																																												
保温保冷																																												
海洋土木工																																												
屋根ふき																																												
電気通信																																												
鉄筋継手																																												
吹付ウレタン断熱																																												
11		参考様式(名称)	参考様式第6 - 2号 参考様式第6 - 3号 参考様式第6 - 4号 参考様式第6 - 5号 参考様式第6 - 6号 参考様式第6 - 7号	参考様式第6 - 3号 参考様式第6 - 4号 参考様式第6 - 5号 参考様式第6 - 6号 参考様式第6 - 7号 参考様式第6 - 8号																																								